

令和2年度 静西教育事務所地域支援課による学校等支援研修実施要項

静西教育事務所

1 基本的な考え方

学校等の指導力等の向上をねらいとして、学校等に対して「学校等支援研修」を実施する。

学校等支援研修では、「頼もしい教職員」を育成することを目指し、教職員の授業力、生徒指導力、教育業務遂行力及び組織運営力の向上に資するため、静西教育事務所地域支援課職員（以下、職員とする）を学校等が主催する研修会等に派遣する。

なお、この「学校等支援研修」は、全ての要請に応えるものではない。

2 学校等支援研修の枠組

(1) 要請できる学校等

職員の派遣を要請できる「学校等」とは、公立幼稚園等、公立小中学校、市町教育委員会及び教職員で組織する研究会・研究会・協議会、その他静西教育事務所が支援を必要とすると認めた教育関係団体をいう。

団体とは、「〇〇地区教育研究会〇〇部会」等の単位とする。

(2) 要請可能回数

職員の派遣は、一つの学校等につき、原則として同一年度内に1回までとする。

ただし、国等及び静岡県教育委員会の指定による研究校は、原則として同一年度内に3回まで学校等支援研修を要請することができる。

(3) 研修内容、日程等

学校等の要望を基に、学校等と派遣職員と協議の上、決定する。研修内容や日程の具体例については、「令和2年度 静西教育事務所地域支援課による学校等支援研修の手引き」を参考にする。

3 要請から決定までの流れ

(1) 指導訪問校以外の学校からの要請

ア 要請方法及び要請時期

- ・令和2年度に指導訪問がない学校を対象に行った「学校等支援研修要請調査」（令和元年度中に実施）において要請のあった学校については、令和2年度に優先的に職員を派遣する。
- ・「学校等支援研修要請調査」で要請をしなかった学校が、令和2年度になってから学校等支援研修を要請する場合には、「(2) 指導訪問校、団体等からの要請」に準じる。ただし、日程や内容等により要請に応じられない場合もある。

イ 職員派遣の決定

静西教育事務所から、各市町教育委員会を通して、指導訪問校及び学校等支援研修要請調査による要請校の「令和2年度 指導訪問等一覧」を令和2年度静西校長会後に学校に通知し、調整後に決定する。

(2) 指導訪問校、団体等からの要請

ア 要請方法

職員の派遣に関しては、次の手順により要請する。

- ① 職員の派遣を要請する学校等は、所管する市町教育委員会にその旨相談する。その際、複数の市町をまたぐ団体が要請する場合は、当該団体の代表者が所属する学校を所管する教育委員会に相談する。なお、事前に静西教育事務所の職員への「内諾取り付け」は行わないこととする。
- ② 市町教育委員会は、相談内容を精査し、市町教育委員会での対応が難しいと判断した時は、地域支援課指導監を窓口として相談する。相談の結果、静西教育事務所の内諾が得られた場

合は、市町教育委員会から当該学校等へその旨を連絡する。当該学校等は、研修会等の開催日の2か月前までに様式5「学校等支援研修申込書」（県総合教育センターのホームページからダウンロードした申込書でも可）を市町教育委員会宛て電子メールで送付する。市町教育委員会は、内容を確認した上で、地域支援課宛て電子メールで送付する（鑑文書等は不要）。

※「学校等支援研修申込書」の提出

電子メールアドレス： seikyo-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp すべて半角、lgはエルジー

件名： 【学校等支援研修】市町名

- ③ 複数の市町をまたぐ団体が研修を申し込む場合は、団体代表者の所属校を所管する市町教育委員会を経由して申し込む。

例 □□地区教育研究会〇〇部会の場合

申込み団体	□□地区教育研究会〇〇部会
団体の代表者	〇〇部会代表者（担当校長等） ※ □□地区教育研究会長名としなくともよい。
経由する市町教育委員会	〇〇部会代表者（担当校長等）所属校の所管市町教育委員会

イ 要請時期

(ア) 学校からの要請

令和2年5月教育課題講習会以降に、要請受付を開始する。内容や時期によっては、要請に応じることができない場合もある。

(イ) 団体等からの要請

令和2年4月静西校長会以降に、要請受付を開始する。内容や時期によっては、要請に応じることができない場合もある。

ウ 職員派遣の決定

静西教育事務所は、市町教育委員会からの要請内容について、その市町教育委員会の実状を考慮し、必要と認めた場合には職員の派遣を決定する。内容によっては、静西教育事務所から県総合教育センター等へ依頼することもある。

※ 市町教育委員会の自主性の向上支援の観点から、静西教育事務所の支援が必要であると考えられる対象は概ね以下のとおりである。

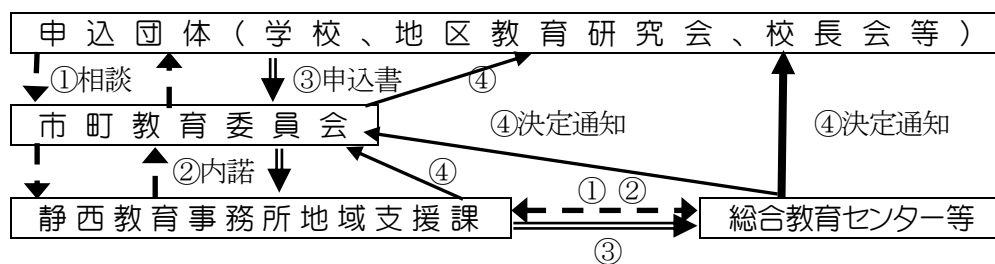
- ① 国・県が指定する研究及び研究発表会等への支援
- ② 各地区主催の教科等研究会、一斉授業研修会等への支援
ただし、地区の教科等指導員等を積極的に活用するようにする。
- ③ 市町が指定する研究校への支援で教育事務所の支援が必要と判断される研修会等への支援
ただし、市町指定の研究発表会での指導・講評は市町担当職員が行うこととする。
- ④ 県教委が発行する指導資料、リーフレット等の活用に関する支援
- ⑤ 教育研究団体等が主催する研究会で、県大会以上の研修会への支援
- ⑥ その他(各市町教育委員会の実情を踏まえ、静西教育事務所の支援が必要と判断されるもの)

エ 派遣の決定の通知

静西教育事務所長は、研修会等の開催日の1か月前までに、決定通知を市町教育委員会及び研修等の担当者宛てに通知する。

なお、県総合教育センター等の他機関から職員が訪問する場合は、職員所属部署から直接、決定通知を研修担当者及び所管市町教育委員会に送付する。

※ 学校等支援研修申込の流れ



①相 談 … 学校等から研修の日時・内容等を連絡。

※複数市町をまたがる団体は、研修責任者(部会)の所属市町教委へ相談。

②内 諾 … 派遣する職員の所属・氏名を地域支援課から連絡。

③申 込 書 … 申込書（教育事務所・センターの共通様式）を電子メールで送付。

④決定通知 … 派遣職員所属から市町教育委員会へ電子メールで送付。

4 事前連絡、提出物等

- 令和元年度中に学校等支援研修を要請した学校には、「令和2年度 指導訪問等一覧」において訪問日の提示後、訪問する職員から訪問校教頭に電話連絡をし、要請した内容や日程等について確認や調整等を行う。
- 令和2年度に要請をした場合には、決定の通知後、訪問する職員から訪問校教頭又は団体担当者に電話連絡をし、当日の内容、日程、事前提出物等を確認、協議する。詳細については、訪問する職員が静西教育事務所職員の場合は「令和2年度 静西教育事務所地域支援課による学校等支援研修実施の手引き」を、県総合教育センター職員の場合は「令和2年度 研修ガイドブック」を参考にする。

5 留意点

- 要請についての窓口は、静西教育事務所地域支援課指導監とする。なお、事前に静西教育事務所の職員への「内諾取り付け」は行わないこととする。